

**「特定技能2号」の対象は
建設と造船・船用工業のみ**

4月に改正出入国管理・難民認定法（以下、入管法）が施行された。新たな在留資格（就労ビザ）である「特定技能1号」と「特定技能2号」が創設され、これまで不可能だった単純労働業務における外国人労働者の就労が可能になった。前号では、特定技能1号と同2号のビザを取得できる14業種とそれぞれの受け入れ予定人数などについて解説した。本号では、外国人労働者が行う職務内容

がどのようなものであれば、ビザを取得できるのか業種ごとに説明したい。なお、現時点で、「特定技能2号」の付与対象となっているのは、以下で詳説する14業種のうち、⑥建設業と⑦造船・船用工業のみである。

特定技能1・2号で雇用が認められる職務内容の詳細

①介護業Ⅱ身体介護やそれに付随する支援業務
具体的には介護施設利用者の入浴・食事・排せつの介助・機能訓練の補助やレクリエーションの実施な

どが該当。ただし、訪問介護サービス業務は行うことができない。

- ②ビルクリーニング業Ⅱ建築物内部の清掃
- ③素形材産業Ⅱ 鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・金属プレス加工・工場板金・めつき・仕上げ・機械検査・機械保全・電子機器組み立て・電気機器組み立て・プリント配線板製造
- ④産業機械製造業Ⅱ 鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・塗装・鉄工・工場板金・めつき・仕上げ・機械検査・機械保全・電子機器組み立て・電気機器組み立て・プリント配線板製造
- ⑤電気・電子情報関連産業Ⅱ 機械加工・金属プレス加工・工場板金・めつき・仕上げ・機械保全・電子機器組み立て・電気機器組み立て・プリント配線板製造・プラスチック形成・塗装・溶接・工業包装
- ⑥建設業Ⅱ 型枠施工・左官・コンクリート圧送・トンネル推進工・土工・屋根ふき・電気通信・鉄筋施工・鉄筋継手・内装仕上げ/表装
- ⑦造船・船用工業Ⅱ 溶接・塗装・鉄工・仕上げ 機械加工・電気機器組み立て

プラスチック形成・金属プレス加工・溶接・工業包装

- ⑤電気・電子情報関連産業Ⅱ 機械加工・金属プレス加工・工場板金・めつき・仕上げ・機械保全・電子機器組み立て・電気機器組み立て・プリント配線板製造・プラスチック形成・塗装・溶接・工業包装
- ⑥建設業Ⅱ 型枠施工・左官・コンクリート圧送・トンネル推進工・土工・屋根ふき・電気通信・鉄筋施工・鉄筋継手・内装仕上げ/表装
- ⑦造船・船用工業Ⅱ 溶接・塗装・鉄工・仕上げ 機械加工・電気機器組み立て



社労士・行政書士
若松絵里の

**「外国人労働者と共生する」②
雇用可能な職務内容とルール**



わかまつ えり
法務省届出申請取次行政書士・外国人技能実習監理責任者・社会保険労務士。2005年「若松社労士・行政書士事務所」開設。主な取り扱い業務は外国人の就労ビザ申請業務。近著は「中小企業のための外国人雇用マニュアル」。

- ⑧自動車整備業Ⅱ自動車の日常点検整備・定期点検整備・分解整備
- ⑨航空業Ⅱ空港グランドハンドリング（地上走行支援業務・手荷物や貨物の取扱業務など）・航空機整備（機体・装備品などの整備業務など）
- ⑩宿泊Ⅱフロント・企画・広報・接客・レストランサービスなど宿泊サービスの提供業務
- ⑪農業Ⅱ耕種農業全般（栽培管理・農産物の集出荷・選別など）・畜産農業全般（飼養管理・畜産物の集出荷・選別など）
- ⑫漁業Ⅱ漁業（漁具の制作・補修、水産動物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保など）
- ⑬養殖業（養殖資材の制作・補修・管理、養殖水産動物の育成管理・収穫・処理、安全衛生の確保など）
- ⑭飲食品製造業Ⅱ飲食品製造業全般（酒類を除く飲食品の製造・加工、安全衛生）
- ⑮外食業Ⅱ外食業全般（飲食物調理・接客・店舗管理）

まで労働力不足に苦しみながらも入管法の壁により外国人雇用を諦めていた各業界の経営者にとって朗報といえる大規模な門戸開放だ。

労働者は試験合格、雇用主は支援計画の策定・実施が要件

特定技能1号と同2号を取得すれば、既に日本に在留している外国人はもちろん、現在は海外にいる外国人を招聘して雇用することも可能だ。ただし、前述の各業種で「特定技能1号」を取得するためには、業務ごとに行われる技能試験と日本語能力検定試験（4級以上）の語学試験に合格しなければならない（技能実習2号の修了者、また過去に技能実習2号を修了して母国に帰国している外国人は無試験で取得可能）。

なお、「特定技能2号」は、技能試験開始が2021年度であることと、試験合格に加えて数年間の実務経験も取得要件とされているため、合格者が現れるのは先になるだろう。一方、雇用主である企業にも外国人労働者の保護と適正な雇用管理が

義務化されている。たとえば、雇用契約の締結においては、日本人労働者と同等額の給与を支払うことや外国人労働者が一時帰国を希望した場合には帰国休暇を取得させることなどを明記しておかなければならない。また、「特定技能1号」の外国人を

雇用する企業は、労働者保護のために「1号特定技能外国人支援計画」を策定し実施しなければならない。ただし、自社による計画の策定や実施が困難な中小企業などは、「登録支援機関」にこれらの業務全般を委託することができる」とされている。

**外国人労働者が就労できる
特定技能14種**



画：永美 ハルオ